

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	令和6年度物価高騰対策給付金等に関する事務 基礎項目評価書【令和6年11月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として支給する給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和6年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和6年度物価高騰対策給付金等に関する事務
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、低所得者支援及び定額減税を補足する給付金として、定額減税の実施と合わせて、令和6年度新たな非課税・均等割世帯への給付(10万円)、定額減税仕切れないと見込まれる方への給付を行う。 以下に掲げる事務について特定個人情報を使用する。 ・支給要件の判定に関する事務 ・申請受付に関する事務 ・支給の実施
③システムの名称	・物価高騰対策給付金に対する給付金システム ・Acrocity(個人住民税・行政基本) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
令和6年度物価高騰対策給付金等管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の100の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 121の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課 (住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部社会福祉課 (住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、物価高対応子育て応援手当に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
	判断の根拠	<p>システムは、操作の権限付与により管理されている。常に、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、十分に対策はできている。</p>

